

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規則	ページ
秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(一九・総務課).....	1
秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則(二〇・総務課).....	4

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十九号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十二款 高速度路対策事務所(第一百四十三条・第一百四十四条)」を「第八十二款 削除」に改める。

第三条中「及び局」を削り、同条の表企画振興部の項中「學術振興課」、「国際教養大学設置準備事務局」及び「国体準備室」を削り、同表生活環境文化部の項中「国際交流課」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、企画振興部に次の表の上欄に掲げる局を置き、当該局に当該下欄に掲げる課を置く。

學術国際局	學術国際政策課
	科学技術課

国体・障害者スポーツ大会局

大会総務課
施設調整課
競技式典課

第三条の二中「同条」を「同条第一項」に改める。

第四条の二中「第三条」を「第三条第一項」に改め、「局並びに」を削り、「掲げる室」の下に、「同条第二項の表の下欄に掲げる課」を加え、「、局」を削る。

第五条総務課の項中第二十七号を第二十八号とし、第十六号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 行政書士に関する課。

第五条秘書課の項に次の一号を加える。

六 海外からの賓客の接遇に関する事務の総括に関する課。

第五条総合防災課の項第六号中「航空消防防災」の下に、「及び航空消防隊」を加える。

第六条の見出し中「各課局」を「各課」に改め、同条第一項中「企画振興部各課局」を「企画振興部各課」に改め、同項総合政策課の項第七号中「部内各課局」を「部内各課」に改め、同項學術振興課の項及び国際教養大学設置準備事務局の項を削り、同項市町村課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、同項統計課の項に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、統計情報の利用及び普及に関する課。

第六条第一項に次のように加える。

學術国際政策課

- 一 高等教育に関する課。
- 二 高等教育機関の連携に関する課。
- 三 私立学校に関する課。
- 四 国際教養大学に関する課。
- 五 留学生交流に関する課。
- 六 国際交流に関する課(他の所管に属するものを除く。)
- 七 地域の国際化の推進に関する課。
- 八 国際理解及び国際協力に関する課。
- 九 在外県人会に関する課。
- 十 通訳案内業に関する課。
- 十一 學術国際局内各課の連絡調整に関する課。

科学技術課

- 一 科学技術の振興に関する総合的な施策の策定及び推進に関すること。
- 二 試験研究機関の試験研究に関する事務の総合調整に関すること。
- 三 試験研究機関の評価及び改革に関すること。
- 四 県立大学と関係機関との施策及び研究の調整に関すること。
- 五 研究開発の成果の普及に関すること。
- 六 知的財産に関すること。
- 七 大学等の研究に係る国際交流に関すること。
- 八 県立大学に関すること。

大会総務課

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会（以下この項においてこれらを「大会」という。）の開催に関する企画及び調整に関すること。
- 二 大会の開催市町村の支援に関すること。
- 三 大会の広報に関すること。
- 四 国体・障害者スポーツ大会局内各課の連絡調整に関すること。

施設調整課

- 一 大会の施設の整備に関すること。
- 二 大会の運営に関すること。

競技式典課

- 一 大会の競技に関すること。
- 二 大会の式典に関すること。

第六条第二項中、「第十五号」を「第十四号」に改め、同条第三項を削る。

第七条第一項子育て支援課の項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十六号までを二号ずつ繰り上げる。

第八条県民文化政策課の項中第二十号を第二十二号とし、第十六号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の二号を加える。

十六 旅券及び渡航に関すること。

十七 安全なまちづくりに関すること。

第八条国際交流課の項を削り、同条生活衛生課の項中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 食品の安全性の確保の総合的な推進に関すること。

第九条第一項水田総合利用課の項第一号中「生産調整及び市町村別予定計画出荷数量の決定」を「需給及び価格の安定」に改め、同項水田総合利用課の項第十一号を削り、同項水田総合利用課の項第十二号を同項水田総合利用課の項第十一号とし、同項

農地整備課の項第四号中、「国営八郎潟干拓事業」を削り、「負担金等」を「負担金」に改める。

第十一条第一項産業経済政策課の項第十号を次のように改める。

十 海外との経済交流の促進に関すること。

第十一条第一項労働政策課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「第十五号から第二十号まで」を「第十四号から第十九号まで」に改める。

第十二条道路建設課の項第五号を削る。

第十四条第一項の表秋田県防災会議の項の前に次のように加える。

秋田県地方独立行政法人評価委員会	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十一条第一項の規定による秋田県が設置する地方独立行政法人の業務の実績に関する評価その他同法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務	総務部 総務課
------------------	--	------------

第十四条第一項の表秋田県私立学校審議会の項を削り、同表秋田県固定資産評価審議会の項の次に次のように加える。

秋田県私立学校審議会	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第九条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	企画振興部 学術国際政策課
------------	---	------------------

第十四条第一項の表秋田県保育士試験委員の項を削り、同表秋田県立大学運営協議会の項中「学術振興課」を「科学技術課」に改め、同表秋田県バリアフリー社会形成審議会の項の次に次のように加える。

保健医療福祉協議会条例（平成十六		
------------------	--	--

秋田県保健医療福祉協議会	年秋田県条例第十五号(第一条第一項の規定による地域における保健、医療、福祉、衛生及び生活環境に係る施策の総合的な推進に関する事項の調査審議に関する事務	健康福祉部	健康対策課
秋田県健康づくり審議会	秋田県健康づくり推進条例(平成十六年秋田県条例第十六号)第二十一条の規定による同条例第八条第三項に規定する基本計画に関する事項及び健康づくりの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	健康福祉部	健康対策課

第十四条第一項の表秋田県保健所運営協議会の項を削り、同表秋田県青少年環境浄化審議会の中、「による」の下に「優良図書等の推奨、」を加え、「、有害がん具類」を「及び有害特定がん具類」に改め、同表秋田県環境影響評価審査会の項の次に次のように加える。

秋田県リサイクル製品認定審査委員会	秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第四十四号)第十二条第一項の規定によるリサイクル製品の認定に関する事項並びに同条第二項の規定によるリサイクル製品の認定及び認定リサイクル製品の利用の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	生活環境文化部	環境政策課
-------------------	--	---------	-------

第十五条中、「高速道路対策事務所」を削る。

第十五条の八第一項農林企画課の項第十五号中、「生産調整及び市町村別予定計画出荷数量の決定」を「需給及び価格の安定」に改め、同項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十九条の三総務課の項第四号中、「及び神奈川県」を削り、同項第五号を削る。

第八十八条第一項中「事務局」を「事務部」に改める。

第八十九条中「事務局」を「事務部」に、「事務局」を「事務部」に改め

る。

第九十八条第二項中「まで」を削る。

第九十六条第二号中「、相談及び診断」を「及び相談」に改め、同条第五号中「取組み」を「取組」に改める。

第二章第三節第八十二款を次のように改める。

第八十二款 削除

第二百四十三条及び第二百四十四条 削除

第二百四十五条第二項の表第二号中

出納局	知事及び出納長の命を受けて、出納局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-----	--

「
出納局
職員を指揮監督する」
を

出納局	知事及び出納長の命を受けて、出納局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
學術国際局及び 国体・障害者スポーツ大会局	上司の命を受けて、同の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

に改め、同表第五号を削り、同表第六号を同表第五号とし、同表第七号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同表第六号とし、同表中第八号を第七号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十四号中「、太平洋療育園及び脳血管研究センター」を「及び太平洋療育園」に改め、同号を同表第十三号とし、同表中第十五号を第十四号とし、第十六号から第五十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表の備考一中「第二十四号」を「第二十三号」に、「第三条」を「第三条第一項」に改め、同表の備考三中「第三条」を「第三条第一項」に改め、「掲げる課」の下に「、同条第二項の表の下欄に掲げる課」を加え、同表の備考四中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同表の備考五中「第三条」を「第三条第一項」に改め、「及び局」を削り、「室」の下に「、同条第二項の表の下欄に掲げる課」を加え、「並びに」を「及び」に改め、同表第三項の表第三号中

出納局	出納局長を補佐し、出納あるとき又は出納局長はその職務を代理する。
-----	----------------------------------

局長に事故が
が欠けたとき

を

出 納 局	出納局長を補佐し、出納局長に事故があるとき又は出納局長が欠けたときは、その職務を代理する。
脳血管研究センターの事務部	事務部長を補佐し、事務部長に事故があるとき又は事務部長が欠けたときは、その職務を代理する。

に改め、「自治研修所」の下に「保健所」を加え、同表第七号中「国際教養大学設置準備事務局」を削り、同表第四十二号を第四十三号とし、第十五号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、同表第十四号中「及び脳血管研究センター」を削り、同表第十五号とし、同表第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九	試験研究 対策監	科学技術課	上司の命を受けて、試験研究に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
---	-------------	-------	--

第二百四十五条第五項中「第四十九号」を「第四十八号」に、「第五十号から第五十二号まで」を「第四十九号から第五十一号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(秋田県公報発行規則の一部改正)

2 秋田県公報発行規則(昭和二十九年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第三条」を「第三条第一項」に改め、「及び局」を削り、「室」の下に「、同条第二項の表の下欄に掲げる課」を加え、「並びに同規則」を「及び同規則」に改める。

(秋田県行政文書管理規則の一部改正)

3 秋田県行政文書管理規則(平成十三年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「局並びに」を削り、同条第四号中「及び局」を削る。

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十号

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則

秋田県チーム設置規則(平成十三年秋田県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

市町村課	コミュニティ活動推進チーム
総務課	総務事務ITシステム推進チー
市町村課	コミュニティ活動推進チー

を

ム

に改める。

第九条第一項の表中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二	企業専門監	上司の命を受けて、研究成果の企業による活用の支援に関する特に重要な事項の調査、調整等をつかさどる。
---	-------	---

第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げる。

第四条の前の見出しを削り、同条中「第六条第一項市町村課の項第十四号」を「第六条第一項市町村課の項第十三号」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 総務事務ITシステム推進チームは、組織規則第五条総務課の項第三号に掲げる事務のうち、人事管理及び給与等の支給その他の総務事務の処理方法の改善及び情報技術の活用による効率化の推進に関する事務を分掌する。
第四条の前に見出しとして「(所掌事務)」を付する。

附 則
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubaransatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄